

# 生活習慣病管理料について

高血圧、脂質異常症（高コレステロール血症を含む）、糖尿病で通院中の方へ

令和6年度の診療報酬改定により、今まで生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の診療に対して算定されていた【特定疾患療養管理料】が廃止されました。

その代わりとして当院では、厚生労働省の指針に従い、より総合的な治療管理をするため【生活習慣病管理料（Ⅱ）】を算定することといたしました。

これに伴い、患者さん個々に応じた目標設定や血圧、体重、食事、運動に関する指導内容を記載した『療養計画書』を作成・利用することで患者さんと達成目標を共有し、より良い治療につなげることを目指します。

初回の『療養計画書』を作成した際に、署名（サイン）をいただきます。患者さんに合わせた計画書を作成する関係上、以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 長期処方について

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上の長期の処方を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

栗原市立若柳病院長